熊本県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	現行水準
鹿児島県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	17,300
するめいか大中型まき網漁業	2,300
するめいか大臣許可いか釣り漁業	3,000
するめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）	13,600
するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）	1,400
するめいかその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六　かたくちいわし瀬戸内海系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

44,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	44,000トンの内数
兵庫県	44,000トンの内数
和歌山県	44,000トンの内数
岡山県	44,000トンの内数
広島県	44,000トンの内数
山口県	44,000トンの内数
徳島県	44,000トンの内数
香川県	44,000トンの内数
愛媛県	44,000トンの内数
福岡県	44,000トンの内数
大分県	44,000トンの内数

第七　ぶり

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

97,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準
青森県	試行水準
岩手県	試行水準
宮城県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
福島県	試行水準
茨城県	試行水準
千葉県	試行水準
東京都	試行水準
神奈川県	試行水準
新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準
福井県	試行水準
静岡県	試行水準